

（第63号議案）

## 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

旅館業法の改正に伴い、旅館業の譲渡による当該旅館業の許可を受けた地位の承継に係る承認申請手数料について規定を整備する必要があるため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

### 1 改正の主な内容

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）により旅館業法が改正され、事業譲渡による営業者の地位の承継が新たに規定された。これに伴い、旅館業の譲渡による当該旅館業の許可を受けた地位の承継に係る承認申請手数料について規定を整備する。

### 2 施行日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収 時期		事務	名称及び額	徴収 時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
9	(略)	(略)	(略)	9	(略)	(略)	(略)
10	旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受け承認申請した地位の承継の承認申請手数料 7,400円	承認申請のとき	10	旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受け承認申請した地位の承継の承認申請手数料 7,400円	承認申請のとき
11	(略)	(略)	(略)	11	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
131	(略)	(略)	(略)	131	(略)	(略)	(略)
別表第3・別表第4 (略)				別表第3・別表第4 (略)			
附 則							
この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。							